

1 条例の必要性

(1) 現行法制における動物園の規定状況

ア 国内法令

動物愛護管理法、博物館法など動物園の実施事業に適用される基準があるものの、動物園の定義や動物福祉について明確に規定したものはない。

イ 本市及び他都市の状況

都市公園条例又は自治法に基づく公の施設の設置条例によって動物園の設置や開園時間・入園料等の管理事項を規定しており、動物園が実施する事業を挙げている事例があるものの、動物園の定義、動物福祉や動物飼育に関する基本理念や基本原則を規定した条例はない。

(2) 現代における動物園の社会的役割

現代の動物園には地球規模の保全活動が求められている。

欧州では、法律により動物園は生物多様性の保全活動等に取り組みなければ存続できない。

今後、遺伝的多様性を考慮した繁殖計画を実行していくには、海外の動物園との取引が必要となり、その際には国際的な動物園の運営理念や遵守すべき基準に沿った取組（生物多様性の保全、教育等）を行っていることが求められる。

(3) 基本方針ビジョン 2050 の取組を法的に担保する必要性

上記の社会的役割を果たすための取組をビジョン 2050 に定めているが、根幹となる動物福祉を守りながら取り組んでいくためには、一定の強制性を有する自己規律の制度が必要と考えられる。

動物園について規定する法律がない現状においては、市民の代表機関たる議会の意思決定によって制定される条例で規定される必要がある。

(4) 条例制定による市民の利益

条例制定の効果は、ビジョン 2050 で定めた動物福祉を根幹とした取組が法規範的に担保され、職員、行政、市民、企業の役割が明確になることで、それぞれの行動が「生物多様性の保全」等の取組につながっていくことである。

具体的には、動物園は動物福祉に配慮した飼育管理を行い、市民は生き生きと暮らす動物を通して動物の命を身近に感じ、ひいては保全活動への意識の醸成や世代を超えた環境教育の提供が可能となる。

そして、市民が動物園で学んだことを生活の中で実践することにより、生物多様性が保全されるとともに、自然と人間が共生する社会が実現し、その結果、地球から人間（市民）が享受する利益を継続することができる。

そのような動物園が札幌市に存在することが市民の誇りとなり、100 年先の札幌の街に誇りある動物園を引き継ぐことができる。

2 条例内容のイメージ

札幌市が考える動物園とはどんなものかを定め、併せて円山動物園のあり方を規定する条例

名称：(仮) 札幌市動物園条例

前文

条例制定に至る経緯や条例に込める想いを述べる。

第1章 総則

目的、定義（動物園・水族館、動物、動物福祉等）、職員・行政・市民・企業の役割などを明確にする。

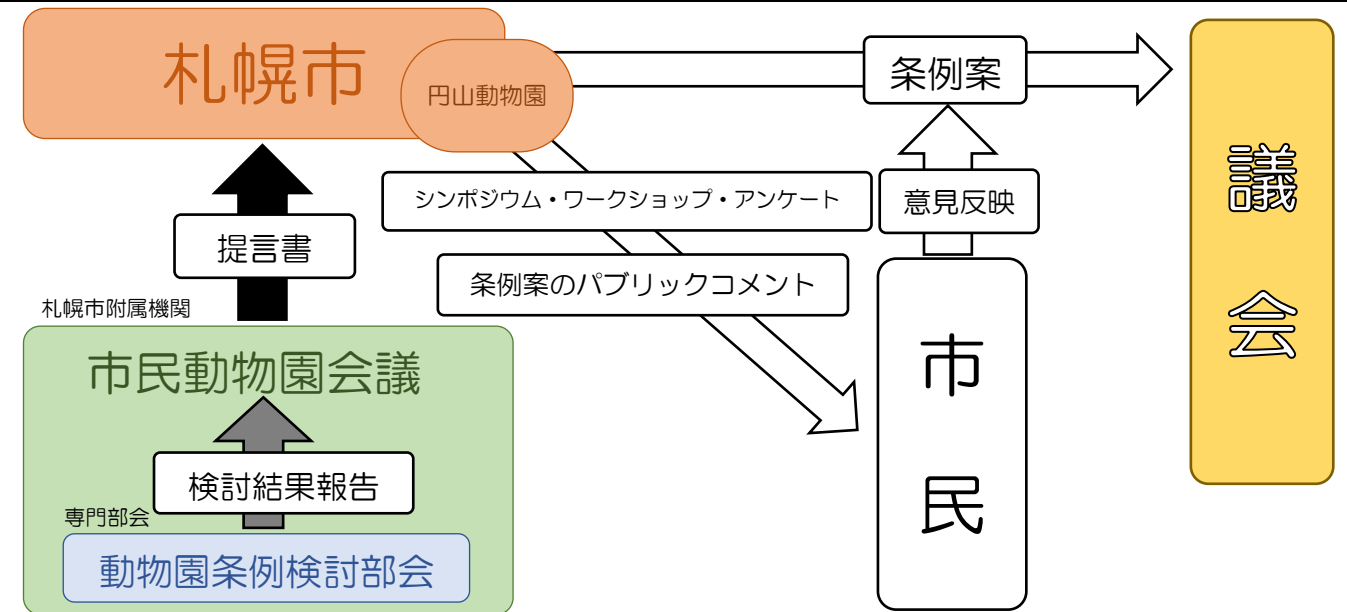
第2章 動物園・水族館の責務

動物園・水族館の取組（生物多様性の保全、教育、調査研究など）や動物園・水族館が行うべきことを明確にする。

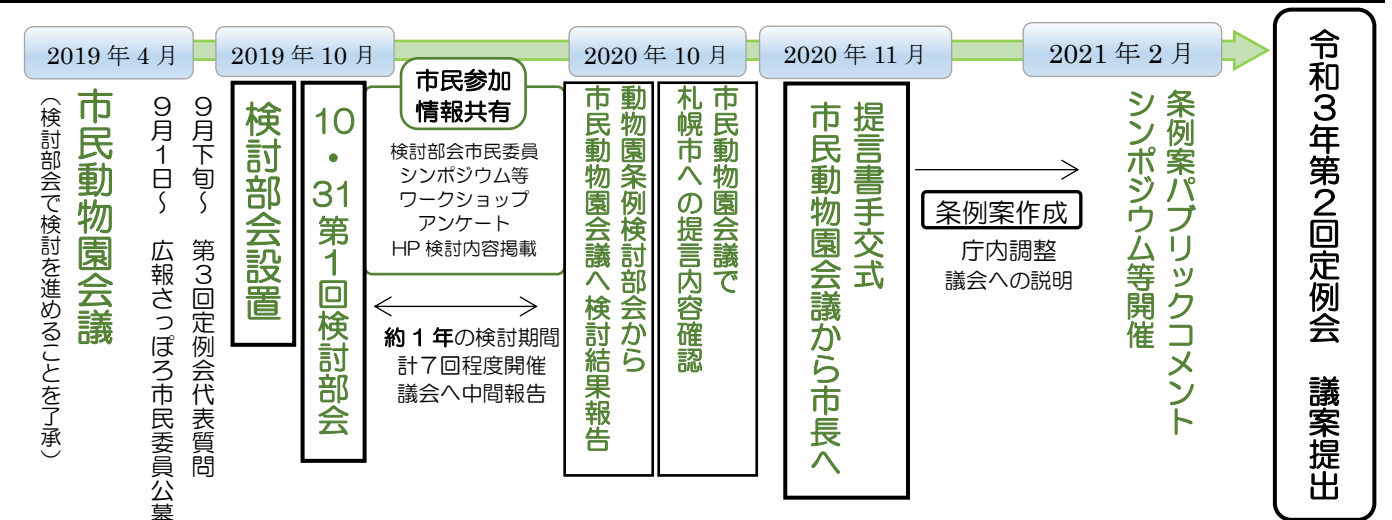
第3章 円山動物園

第1章、第2章を踏まえ円山動物園はどのように運営していくのかを明確にし、動物園職員の責務を規定する。

3 検討の進め方



4 検討スケジュール（想定）



# 動物園条例検討部会委員名簿

資料4-2

◎委員長 ○副委員長

氏名	所属・職名
◎金子 正美	酪農学園大学農食環境学群環境共生学類 教授
○伊勢 伸哉	小樽水族館 館長 公益社団法人日本動物園水族館協会 副会長
黒鳥 英俊	認定NPO法人ボルネオ保全トラストジャパン 理事
小菅 正夫	札幌市環境局 参与
遠井 朗子	酪農学園大学農食環境学群環境共生学類 教授
福井 大祐	岩手大学農学部共同獣医学科 准教授 一般社団法人 未来を創るどうぶつ医師団 理事長
諸坂 佐利	神奈川大学法学部 准教授
佐藤 香	市民委員
巽 佳子	市民委員